



オンラインで生活・交通事故相談 コロナ感染不安に対応、11月2日から開始

市は11月2日から、市役所別館5階市民相談コーナーで行う窓口相談のうち、生活および交通事故相談をオンラインでも受け付ける。感染リスクを避けるため、今年度から全ての相談を電話で受けてきたが、書類の確認や図示によるアドバイスなど対面が必要な相談も多くあったことから試行的に導入するもの。新型コロナの影響で外出に不安を感じる人にも、自宅などからパソコンやスマートフォンで安心して相談できる環境を提供する。なお、対面や電話による相談もこれまで通り実施する。

相談にはウェブ会議ツール「Cisco Webex」を使用し、希望日の前日までに広聴相談課へ電話または市ホームページの予約システムで申し込む。担当者は「今後は弁護士や司法書士による専門相談にもオンラインの導入を検討するなど、ウィズコロナ時代を見据えた相談体制の充実を図っていきたい」と話している。

★生活相談では、相続、離婚、家庭問題、借地・借家、金銭貸借など日常生活の困りごとについて相談担当職員が解決に向けた助言や情報提供を行っており、年間相談件数は5000件以上。新型コロナウイルスの影響が長期化する中、心身のストレスを訴える人が増えるとともに心のケアや家庭・近隣問題に関する相談も増加している。

★交通事故相談は、損害賠償の請求方法や示談の進め方など事故にあった市民が抱えるさまざまな問題に対し、損害保険会社で事故調査業務などに当たっていた経験がある専門の相談員が応じている。

★オンライン相談は予約制で、生活相談は毎週月・水曜午前10時および毎週木曜午後2時と4時。相談時間は30分程度。交通事故相談は毎週火・金曜午後1時・2時・3時・4時で相談時間は60分程度。11月1日から予約可能で、希望日の前日までに電話または市ホームページの予約システム(下記コード)で申し込み。カメラ付きパソコンを利用する場合は、市から送付する招待メール内のURLにアクセスして接続。スマートフォンやタブレットの場合は、事前にウェブ会議ツール「Cisco Webex」アプリのインストールが必要。無料。ただし、通信費は相談者負担。



←生活相談



←交通事故相談

<お問い合わせ>

市長公室 広聴相談課 ☎ : 072-841-1559 FAX : 072-846-8861